

大日本帝国政府

イ恩典を蒙る

所目掛説ニ開示す、朝日ヤ張スル事ヲ實行シテ國ニ開く事、
又御詔、御書、御勅、御令セヨ。又御詔、御書、御勅、御令セヨ。
御詔ナリ實行御付申セヨ。又御詔、御書、御勅、御令セヨ。又御詔、
御書、御勅、御令セヨ。又御詔、御書、御勅、御令セヨ。又御詔、御書、
御勅、御令セヨ。又御詔、御書、御勅、御令セヨ。又御詔、御書、御勅、
御令セヨ。又御詔、御書、御勅、御令セヨ。又御詔、御書、御勅、御令セヨ。

大日本帝國政府ニ開く事

齊木大東廳大臣席

大日本帝國政府大臣席

同上

昭和十八年六月二日

外務局總務課長

伊中監督

南方軍ノ「ダイ一級出入代金大濟ニ附スル件」

首題ノ件ニ關シ、在釜谷帝國大使館ヨリ大東亞省宛別紙(ノ)ノ通照
會有之候ニ付、關係各廳間ニ於テ協議ノ結果、同省ヨリ別紙(ヲ)内容ト
スル回訓五月二十七日發電致候様
右及報告候也。

別紙

在鎌谷大使館發電報寫

南方軍ノ「タイ」供給物資決済ニ關スル件

南方軍ヨリ「タイ」ヘ供給セル石油代金ノ決済ニ關シ「タイ」側ヨ
リ軍當局ニ對シ日本銀行特別圓勘定ヨリ支拂ヒ度キ旨要求シ來リシ
趣ナル處南方占領地ト「タイ」トノ間ノ一切ノ交易決済ハ純粹ノ軍
需ヲ除キ總テ一般特別圓ニ依ルコトトシ以テ交易關係ヲ正常化スル
ト共ニ軍費ノ節減ヲ計ルコト得策ナリト思考スルヲ以テ右ニ關シ過
日來當地軍及總軍ノ意嚮問合中ノ處今回異議ナキ旨回答アリタルニ
付當館ニ於テ左記ニ依リ「タイ」側ト交渉開始致候
一、決済ハ特別圓ニ依ルモ集中ヲ通ササルコトヲ原則トス即チ南方占
領地ヨリ「タイ」ニ供給スル石油、「キニーネ」、砂糖等ノ代金
ハ賣却先カ「タイ」政府ナル限り日本銀行ニ於ケル「タイ」國特
別圓勘定ヨリ直接撥出ヲ認ムルト共ニ他方當地ニ於ケル軍買付資

金ハ昨年六月十八日附金融協定第三條ト同様ノ方法ニ依リ臨軍會
計ヨリ日本銀行ニ圓ヲ拂込ムコトニ依リ取得ス
二、右「レート」ハ軍經理ノ都合上百圓對百銖ノ計算トシテ手數料十
八「サタン」ハ別途臨軍ヨリ正金銀行經由送金スルコトト尙輸
出稅ハ從來ト雖モ純軍需品以外ハ之ヲ支拂ヒ來レルヲ以テ此ノ點
變化ヲ生セヌ右ニ關スル根本原則ニ付テハ「タイ」側異議ナキ模
様ニ付交渉妥結ヲ見ル見込ナリ
本件至急御審議御回電相成度

南理第七五三號

昭和十八年五月三十一日

大東亞省南方事務局理財課長

大藏省外資局總務課長 殿

南方軍、「タイ」輸出入代金決済二國スル件

首題、件ニ關スル在盛谷帝國大使館ヨリノ照會電ニ對スル當方三月

、回電內容御参考迄別紙、通日及送付候也

別紙四

五月二十七日 通電

南方軍ノ「タイ」供給物資決済ニ關スル在耀谷大使署ヨリノ照會電ニ對スル回電內容

一、「タイ」側ニ對シテハ「南方ト」「タイ」トノ間ノ交易決済ハ純粹ノ軍需ヲ除キ左記ニ依リ行フコトト致シ度旨申入相成度（海軍關係ハ從來通りニテ變更ナシ）

二、「タイ」ニ於ケル日本軍トノ南方交易初資ノ賣買取引ハ原則トシテ開賃表示價額ニ依ル

三、日本軍力有方物資ヲ、「タイ」政府又ハ「タイ」ニ於ケル商社ニ賣却セル場合ハ之カ代金ヲ單ハ東京ニ於テ頒チ以テ受領ス

四、「タイ」ニ於ケル日本軍ノ買付タル南方交易初資ノ代金ハ單ヨリ東京ニ於テ開チ以テ支拂フ

五、后ノ實行方法ハ別紙ノ通りナルニ付正金ノ出合取引ハ渠中ヲ通スル

コトトナリ又軍ノ代金支拂ハ臨事會計ヨリ直接日銀ニ拂込ムニ
非ス尙「レート」及手數料等ハ物資ノ開價受示價額中ニ織込ム

コトトエ貴案ノ如キ別途送金ハ行ハサルモノトス

本件陸海職ト打合済

南方交易決済實施要領

一、「タイ」國へノ輸入ノ場合

(1) 南方甲地域ニ於テ軍ノ買上ケタル物資ハ「タイ」ニ於テ圓貨表
示價額ヲ以テ賣却ス

(2) 買受人カ「タイ」政府ナル場合ハ

(1) 現地軍ハ本省ニ對シ在東京「タイ」國大使館ヨリ物資代金受
入方指示ノ爲航空便ヲ以テ賣買契約書其他關係書類ヲ送付ス
(2) 「タイ」政府ハ右代金ニ付日本銀行ニ對シ右大使館ヲ受取人
トスル支拂指圖ヲ爲スト共ニ大使館ニ對シテハ右受取金ヲ内
地軍當局ニ支拂指圖スルコト

(3) 買受人カ「タイ」ニ於ケル商社ナル場合ハ

(1) 現地軍ハ本省ニ對シ買受人ノ在本邦店ヨリ物資代金受入方指
圖ノ爲航空便ヲ以テ賣買契約書其他關係書類ヲ送付ス

(四) 買受人ハ正金盤谷支店經由買受人，在本邦店ヲ受取人トスル
本邦向圓貨電信爲替送金ヲ爲ス

(五) 買受人，在本邦店ハ内地軍當局ニ物資代金ヲ支拂フ

(六) 正金盤谷支店ハ右(四)，圓賈ニ付「タイ」國集中勘定ニ出合ヲ
求ム

二、「タイ」側ヨリ輸出，場合

(1) 現地軍ハ圓貨表示價額ヲ以テ物資ヲ買上ケ物資領收證ヲ賣渡人
ニ交付ス

(2) 現地軍ハ本省ニ對シ物資代金ヲ賣渡人，在本邦店ニ支拂方指圖
，爲航空便ヲ以テ賣買契約書其他ヲ送付ス

(3) 賣渡人ハ右(1)，領收證ヲ添付シ其，在本邦店ヲ支拂人トスル本
邦向圓貨輸出爲替ヲ正金盤谷支店ニ於テ取組ム

(4) 内地軍當局ハ賣渡人，在本邦店ニ對シ物資代金ヲ支拂フ

(5) 正金盤谷支店ハ右(3)ノ圓貨ニ付「タイ」國集中勘定ニ出合チ求
ム

備考
「タイ」ニ於ケル商社ガ本邦店ヲ有セサルトキハ該商社ニ於

テ適當ナル連絡店ヲ本邦ニ設ケシメ本要領ニ依テシム

極秘

遠林小型船舶（漁船ヲ含ム）動員ニ依ル南方甲
地域物資ノ還送ニ關スル件

（大東亞省連絡委員會第一部會幹事會諒解）

小型船舶ニ依ル兩方物資ノ輸送ハ組織的方法ニ依ルノ外左記要領ヲ
活用スルモノトス

記

第一 方 針

日本人ノ雄飛的勇敢性ヲ活用シ輸送力增强、有力ナル一助トナス

第二 要 領

一、本要領ニ於テハ遠林小型船舶等ニ漁船ヲ相用スルモノトス
二、輸送物資ヘ石油ニ重屬ヲ置クモノトシ（減少限該船、往復ニ要
スル油蓋以上ハ必ス輸送ス）
之レカ爲補助輸送方法ヲ活用ス

三、前項ノ外採算及物動上ノ要求ヲ顧慮シ適當ナル物資ヲ輸送スルモノトス

四、前二號ノ物資ハ當分ノ間出港地ニ歸着シタル時ヲ以テ無償交付ス

五、前項物資ニシテ交付ヲ受ケタル者ノ使用ニ供スル以外ノモノハ適正價格ヲ以テ夫々統制機關ニ賣却セシム

六、右渡航希望者ハ所在ノ陸軍運輸部、同支部又ハ出張所或ハ海軍運輸本部同隸下部隊ニ申告セシメ之ニ對シ證明書ヲ交付シ所要ノ便宜ヲ附與ス

七、海上ノ危險ハ一切渡航者ノ負擔トスルモ海難或ハ戦争ノ危險ニ依ル人命物件等ノ損失ニ對シテハ一般船舶ト同様ノ取扱チナスモノトス自衛用ノ武器又ハ連絡用無線等ハ希望ニ依リ賣與シ又規定期ニ於ケル傷病者ノ手當或ハ船泊ノ修理等ハ無償ニテ實施シ

得ル如クス

八、渡（へ）航（こう）ニ方（ほう）リテハ運（うん）航（こう）統（とう）制（せい）等（とう）ハ之（の）行（おこな）ハス自由（じゆゆう）ニ航行（こうこう）スル
如（ごとく）指導（しどう）ス

九、渡（へ）航（こう）ニ必要（ひつひつ）ナル賃（じん）金（きん）ハ船主（ふねぬし）ノ負擔（ふたん）トス

メ六、渡（へ）航（こう）ニ必要（ひつひつ）ナル燃料（りょうざい）ハ軍（ぐん）ヨリ貸（は）與（よ）シ渡（へ）航（こう）ニ必要（ひつひつ）ナル薪（ごん）
炭（たん）、食（し）量（りょう）ハ所（ところ）要（いる）ニ應（おこな）ジ軍（ぐん）ヨリ無（む）償（じょう）交（こう）付（ふ）ス

十、本（ほん）施（せし）實（じつじつ）施（せし）ニ方（ほう）リテハ特（とく）ニ交（こう）通（つう）動（どう）員（いん）計（けい）劃（かく）並（なが）ニ物（もの）動（どう）計（けい）劃（かく）ニ支（さ）
障（じょう）チ生（な）セシメザル如（ごとく）考（こう）慮（りょ）ス

之（の）ガ爲（ため）ニ關（かん）係（けい）官（かんかん）廳（てい）ト連絡（れんらく）ヲ保（ほ）持（じ）スルモノトス

極秘

幹事會諒解事項訂正ノ件

昭和十八年八月十一日大東亞省連絡委員會第一部會幹事會ニ於テ諒解相成タル遊休小型船舶（漁船ヲ含ム）動員ニ依ル南方甲地域物資，遠送ニ關スル件中左記ノ通御訂正置相成度

記

第二、要領ノ六ニ關シ「或ハ海軍運輸本部同様下部隊」トマルヲ削除ス





